

屋外広告物規制地域の指定（案）

1 指定の概要及び理由

中部横断自動車道は、上信越自動車道「佐久小諸ジャンクション」から南佐久郡佐久穂町「八千穂高原インターチェンジ」まで、約 22.4km に及ぶ高速自動車国道であり、北部は佐久平の広大な田園地帯を南北に縦断し、南部は千曲川の河岸段丘に沿って計画され、現在、「佐久南インターチェンジ」以南の延伸工事が進められている。

高速自動車国道は、県土の主要な交流軸として内外から多くの来訪者が利用し、沿道からの眺望景観は優先的に保全すべきものである。

今回、中部横断自動車道からの眺望景観の保全を目的に、平成 23 年 2 月に指定した「佐久小諸ジャンクション～佐久南インターチェンジ」間の屋外広告物規制地域を、「八千穂高原インターチェンジ」の開通予定時期にあわせ拡大し、指定する。

2 指定の詳細（屋外広告物条例施行規則の一部改正）

【現行】

種類及び名称	規制の地域区分	区 間	範 囲
高速自動車国道 中部横断自動車道	禁止地域	一般国道 142 号と立体交差する地点から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各 500 メートル以内。 ただし、佐久市都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域を除く。
	許可地域	一般国道 142 号と立体交差する地点から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各 1,000 メートル以内



【改正案】

種類及び名称	規制の地域区分	区 間	範 囲
高速自動車国道 中部横断自動車道	禁止地域	八千穂高原インターチェンジ（南佐久郡佐久穂町大字千代里 3803 番 2 地先）から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各 500 メートル以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって 500 メートル以内。 ただし、佐久都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域を除く。
	許可地域	八千穂高原インターチェンジ（南佐久郡佐久穂町大字千代里 3803 番 2 地先）から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各 1,000 メートル以内及び八千穂高原インターチェンジから南佐久郡小海町に向かって 1,000 メートル以内

3 根 拠

(1) 屋外広告物条例

- ア 第4条第1項第3号 屋外広告物禁止地域
- イ 第8条第1項第1号 屋外広告物許可地域

(2) 屋外広告物条例による規制地域指定のガイドライン

ア 指定方針（第2）

次のいずれかに該当する道路等及びこれらに接続する地域は、原則として、規制地域の指定を行うものとする。

- 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道
- 景観に優れた山岳、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路
- 既に規制地域として指定されている道路等の延伸区間

イ 規制地域の範囲（第4）

（高速自動車国道）

- 指定路線から両側500メートル以内 屋外広告物禁止地域
- 指定路線から両側1,000メートル以内 屋外広告物許可地域

ウ 禁止地域の指定を行わない地域（第5）

- 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
- ※これらの地域からは禁止地域が外され、許可地域が適用される。

4 予定日

平成30年3月1日（開通前）